

鳥羽市 キャッシュレス決済推進事業奨励金

新型コロナウイルス感染症の防止を図るため、現金によらない決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）を導入する市内の店舗に対してキャッシュレス決済推進事業奨励金を支給する。

対象者

- ①市内にて営利目的等により店舗、事業所を置く事業者
- ②令和4年4月1日以降にキャッシュレス決済を初めて導入又は追加で導入した事業者
- ③店舗等において、キャッシュレス決済を3ヶ月以上運用する事業者

※「キャッシュレス決済」とはクレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済及びその他の電子的な決済手段であって、購買を繰り返して利用できるもの

奨励金額

1事業者につき2万円の奨励金

申請受付開始 (予定)

令和4年9月1日～

添付資料

- ①令和4年4月1日以降にキャッシュレス決済を導入したと証する書類の写し
- ②事業所の所在を証する書類の写しなど

問い合わせ先:鳥羽市農水商工課(25-1156)